

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (東原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、認定農業者により集落内の水田の集積が進んでいる。他にも園芸作物を取り組んでいて、特に花きに取り組んでいる経営体も複数いる。</li> <li>・集落内の認定農業者は7経営体(集落内6経営体、入作1経営体)、耕作農家数は11経営体である。</li> <li>・耕作を続ける18経営体を集落農業の担い手に位置付け、集落農業を維持・継続していく。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営体の多くで高齢化が進んでいるが後継者未定となっているため、農地を今後どうしていくか考える必要がある。</li> <li>・水利・水量については問題はないが、水路の老朽化が進んでいる。</li> <li>・農業機械が高価になってきており更新することが難しいため、機械が壊れるとそのまま経営継続ができなくなる事が想定される。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての農地について、基本的には現在の耕作者で営農を継続する。</li> <li>・高齢や後継者がいない等を理由にやむを得ず離農する場合、委託先は個人の意思を尊重しながら、可能な限り集落内の担い手に農地を集積し、集落内完結型の農業を目指す。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離農、規模縮小等に伴う農地は、基本的に個人の意思を尊重しながら、集落内の担い手に集積を進める。</li> <li>・現状維持意向の農家であっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、担い手への集積を基本に進める。また、今後も集落内の話し合いによる情報共有を図る。</li> <li>・集約化(集団化)は、作業効率性や省力化を図るため、交換分合等を含め集落内の話し合い情報を共有しながら検討し、必要性に応じ段階的に進める。</li> <li>・多面的機能支払交付金事業と連携しながら、担い手及び集落内住民の役割を明確化するとともに作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用し、農業生産基盤の維持・保全につなげる。</li> </ul>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定する。</li> <li>・集約化(集団化)に向けた交換分合等については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進める。</li> </ul>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせてながら、畦畔除去による水田の大規模区画化を段階的に進める。</li> </ul>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専業化に拘らず、現在の経営形態や経営意向を尊重し、集落内の多様な農業経営体が相互に協力し合い、共存する集落農業を確立していく。</li> </ul>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落農業の担い手であっても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューを積極的に活用し、農業経営継続に向けた作業効率化や省力化に取り組む。</li> </ul>

以下任意記載事項(地:D3)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。